

いなべ市教育大綱

健やかに育ち個性が輝く人づくり

平成 28 年 2 月

いなべ市

1 大綱策定の趣旨

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものです。これにより、新「教育長」や「総合教育会議」の設置、首長による教育に関する「大綱」の策定など、教育委員会制度が大きく変わりました。

教育における「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針を示すものであり、教育基本法第 17 条に規定する根本的な方針を参酌して定めるものです。

本市では、平成 28 年度からスタートする「第 2 次いなべ市総合計画」の策定において、基本目標 3「健やかに育ち個性が輝く人づくり」として、教育に関する基本的な政策を掲げています。また、学校教育分野においては、「いなべの明日を担う心豊かでたくましい子ども」を育む「いなべ市新しい学校づくり推進ビジョン」を策定し、これを本市の学校教育分野の教育振興基本計画と位置付けています。

今回、本市において策定するいなべ市「教育大綱」は、総合教育会議の協議を経て基本的な理念を定めるものです。本市第 2 次総合計画の基本目標 3 を「教育大綱」の方針として、また、「いなべ市教育振興ビジョン」を「教育大綱」を実現するための具体的な施策として位置付けます。

さらに、本市の子どもたちに、「いなべ市新しい学校づくり推進ビジョン」の義務教育 9 年間の学びと育ちをつなぐ教育」として連続性・一貫性のあるきめ細やかな小中一貫教育を実現することにより、「教育大綱」がより実効性のあるものになるよう取組を進めます。

2 対象期間

対象期間はおおむね 5 年間とします。(平成 28 年度～平成 32 年度)

3 いなべ市まちづくりの主な課題

(1) まちの魅力の向上

本市がより住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいまちとなり、定住人口や交流人口の維持、増加を促進していくためには、まちの魅力を向上させ続けていくことが必要です。

そのためには、分野別の課題解決に取り組むとともに、多くの市民が住み

よさの理由にあげている、自然に恵まれた環境をはじめ、固有の歴史文化の活用、企業誘致等による就業機会の創出、地域活動の活性化など、様々な視点からまちの魅力づくりを推進することが必要です。

また、「いなべブランド」の取組の強化や、多様な情報媒体を通じた魅力の発信により、市内外に広く本市の魅力を伝えていくことが必要となっています。

(2) 市民が主役のまちづくり

本市では、環境保全、健康増進、福祉、教育などの様々な分野で、主体的な市民活動が行われています。

市民がやりがいと責任をもって主体的に活動する機運が高まりをみせています。今後も、女性の就労支援や地域における活躍の機会の創出、元気で能力の高い高齢者が参加したくなる仕組みづくりなどに取り組み、市民のやりがいや生きがい、幸福感などの向上がともなった市民活動の活性化を推進していく必要があります。

また、全国的に都市部への人材の流出が進むなか、市民が主役のいなべ市独自の魅力的なまちづくりを推進することにより、まちづくりをリードする人材が集い、育まれる環境づくりを積極的に推進する必要があります。

(3) 少子高齢化への対応

本市でも着実に少子高齢化が進行しており、経済活動や地域活動に大きな影響を与えていくことが予想されます。

まちづくり市民満足度調査では、将来どのようなまちになって欲しいかについて、「高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち」「医療や福祉が充実したまち」の割合が高くなっています。今後の高齢化対策では、医療や介護など多様な機関の連携によって在宅生活を支える「地域包括ケアシステム」の強化とともに、高齢者による主体的な活動を積極的に支援することが必要です。

また、成人世代は、経済活動を支えるとともに、地域活動の担い手としてまちの活力を生み出す世代でもあるため、働く場の確保や生活環境の整備などが不可欠です。

さらに、次代のまちを担う子どもたちのためには、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、子どもたちが健やかに成長できる教育環境の充実が必要となっています。

(4) 安心・安全の確保

まちづくり市民満足度調査においても防災や防犯対策についての市民ニーズは非常に高く、地震や土砂災害などの自然災害や、事故、犯罪などから市民の命と財産を守るため、各種対策の充実が重要となっています。

日頃からの備えによる地域の防災・防犯力の向上や日常の家族や地域のつながりを強め、災害時にも対応できる地域ネットワークを構築するとともに、市民、企業、行政などの連携と協力による総合的な地域防災・防犯体制の強化により、子どもから高齢者まで全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、市民が安心して暮らすためには地域医療や救急医療体制の充実が重要であり、特に小児科医などをはじめとした医師の人材確保が必要です。

(5) 都市拠点の創造とネットワーク化の推進

建設が進められている東海環状自動車道の開通により、多くの人々が本市を訪れる可能性が高まっています。経済・産業面はもとより、観光や地域間交流、高度医療機関へのアクセス、災害時の交通確保など、様々な効果への期待が高まるなか、効果的な活用策の確立が必要となっています。一方、まちづくり市民満足度調査では、住みにくい理由として「交通事情や交通の便が良くないから」「通勤・通学に不便だから」「買い物に不便だから」が多くなっており、公共交通の利便性の向上についても、市民ニーズに対応した継続的な対策が必要です。

(6) 環境保全への取り組み

本市は緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。今後も自然環境を大切に守るとともに、様々な生き物や生態系を保護する取組を継続的に進めていく必要があります。まちづくり市民満足度調査でも、多くの市民が自然に恵まれた環境を大切だと感じており、今後も土地開発に伴う景観の保全や都市部の緑化など、暮らしと調和した環境保全に取り組む必要があります。

また、地球温暖化対策や循環型社会への移行について、まちづくり市民満足度調査では市民から一定の評価を得ていますが、引き続き市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの立場からごみの減量化やリサイクルなど、環境にやさしい地域循環型社会に向けた取組を進める必要があります。

4 いなべ市が目指す学校教育（「いなべ市新しい学校づくり推進ビジョン」による教育の方向性）

〈学びのつながり〉

人の指示を待つのではなく、自ら感じ行動することで臨機応変に困難を乗り越える、感性や決断力・実行力の育成、つまり、不確実な未来を「生き抜く力」（豊かな心、確かな学力、健やかな体）、「智」を育む教育の推進

〈仲間とのつながり〉

力を合わせれば、想定外のことで乗り越えられる「生き合う力」の大切さを自覚し、「絆」を結ぶ教育の推進

〈未来へのつながり〉

多様化する価値観の中で、自らの果たすべき役割を主体的に考えながら、それぞれの願いや思いを大いなる夢へと紡ぎ上げ、その実現に向かって挑戦する意志、周囲に働きかける意欲、すなわち、社会の創り手として未来を「生き拓く力」、「志」を育む教育の推進

5 いなべ市の教育基本目標（健やかに育ち個性が輝く人づくり）

子どもたちの未来づくりに向け、学校、家庭、地域が一体となって、総合的に子どもや青少年の教育を推進します。また、市民一人ひとりが生涯を通じて学習活動やスポーツ活動、文化・芸術活動に取り組める環境を整えます。

学校教育

児童生徒一人ひとりの「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育み、主体的に自らの未来を切り拓く力や豊かな人間関係を結ぶ力を最大限に引き出す、「義務教育9年間の学びと育ちをつなぐ教育」として連続性・一貫性のあるきめ細やかな小中一貫教育を推進します。

また、教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒が安心して学習できる学校環境の整備を進めます。さらに、障がいのある児童生徒についても、その個性と能力に応じた適切な教育を進めます。

《施策：「豊かな心・確かな学力・健やかな体」の育成、創意と活気に満ちた特色ある学校づくりの推進、教職員の資質の向上》

生涯学習

地域組織や関係団体との連携のもと、青少年とともに育み、見守る地域づくりを進めます。また、生涯学習を通じ、個人の知識・技能の習得や自己実現を支援するとともに、市民が主体的に生涯学習に取り組み、その学習の成果を社会に還元できる地域づくりをめざします。

《施策：青少年の夢を育む地域づくりの推進、生涯学習の充実》

文化芸術

文化・芸術に市民がふれることができる機会の提供を図るとともに、団体や個人の主体的な芸術文化活動を促進します。また、本市の特徴的な文化財については、共通の財産として、適切な保存と正しい活用を進めます。

《施策：文化芸術活動の充実》

スポーツ

健康増進や生きがいづくり、仲間づくりに寄与するスポーツ活動を促進します。市民のスポーツ活動の活性化に向け、誰もが参加し、楽しむことができる身近なスポーツの機会づくりや、自己の技術等を高める競技スポーツへの支援などを通じ、総合的なスポーツの推進を図ります。

《施策：総合的なスポーツの推進》

自然学習

鈴鹿山脈と養老山地に囲まれたいなべ市には、多くの動植物が生息・生育している自然環境があります。この恵まれた自然の魅力や大切さを市内外に発信するとともに、環境に配慮した適切な活用方法を検討し、有効な利用を図ります。

《施策：自然環境の保全・充実》